

国立大学法人東京工業大学からの報告の概要  
(10月13日11時30分までに受けたもの)

- 本年6月6日、同大学の放射線総合センター（東京都目黒区）において、R I 排水設備の点検のためファイバースコープを用いてR I 排水管内部を観察したところ、排水柵と配管の接合部（管理区域外）に隙間があることを確認した。
- 隙間が確認された周辺の土壌を掘り起こし当該接続部周辺の土壌を採取して汚染検査を実施したところ、本日（10月13日）、土壌に汚染が確認されたことから、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する規則第39条第1項第四号「放射性同位元素等が管理区域外で漏えいしたとき」に該当すると判断した。
- 土壌の汚染の状況は、トリチウムが2ベクレル毎グラムである。
- 汚染の範囲は隙間が確認された場所から10センチメートルの範囲に収まっている。
- 土壌の汚染の濃度は下限濃度※（100万ベクレル毎グラム）以下であり、環境への影響はないと考えられる。

※「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき放射性同位元素として規制対象となる濃度限度。

以上